

〔事案 2025-41〕 契約取消等請求

・令和 8 年 4 月 24 日 裁定終了

＜事案の概要＞

募集人の説明不足などを理由に、契約の取消しおよび損害賠償を求めて申立てのあったものの。

＜申立人の主張＞

平成 31 年 1 月に契約した低解約返戻金型終身保険について、以下の理由により、契約を取消し、損害賠償を支払ってほしい。

- (1) 募集人から、保険契約の内容について十分な説明のないまま、「お父様のご意向です」との言葉に押し切られて契約締結させられたが、申立人および申立人の親の意向が無視された保険契約であった。
- (2) 申立人の親は、募集人に対し、申立人を含む子供 4 人に対し、毎年 300 万円を生前贈与したいと考えていること、子供たちに生前贈与をするに当たっては、お金を増やしたいわけではなく、子供たちのライフスタイルに合わせて、子供たちが必要な時期に、必要な額を使えるような方法にしたいと考えていることを繰り返し伝え、募集人が、「現金を渡してもらうリスクよりも、保険契約を介して安全な受け渡しができます。お任せください。」と答えていたことから、申立人の親の意向に合致する保険が提案されたと考えていた。
- (3) しかし、本契約は、毎年 280 万円もの保険料を 20 年間という長期間払い続けなければならず、20 年以内に解約した場合には既払保険料の 6 割程度しか戻ってこない内容であり、申立人の親が募集人に伝えた意向とは明らかに反する内容であった。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約を含む、申立人の親の子供 4 人が締結した保険契約は、申立人の親が保有している余裕資産を子供 4 人に残していくための方法として、平成 30 年 8 月ころから、募集人が申立人の親から相談を受け、申立人の親の意思を尊重しつつ設計して提示したものである。申立人の親は、当時の低解約返戻金型保険を評価し、同年 9 月末に契約者を子供 4 人とし、各自に年 300 万円を贈与して贈与税分を差し引いた額を保険料とする意思を決めた。平成 30 年 12 月から平成 31 年 1 月にかけて、申立人を含む子供 4 人それぞれに、順次保険の内容を説明して、契約締結に至った。募集人は、申立人の親に対し、保険期間が長いことや、払込終了後に解約返戻金が既払込保険料を超えることについて、設計書を使用して説明し、申立人の親もプランが決定した当時、納得して「若いうちに身の丈に合わないお金を持つことはよくない」「20 年後に、娘たちに公平に資産を残せることができる」などと述べていた。
- (2) 募集人は、申立人との面談時、申立人の親の意向を示すとともに、設計書やご契約のしおり等を用いて保険内容について説明した。上記経緯から、申立人に対する説明は若干簡潔な内容になったことは否定できないが、申立人の親の意思の説明を行い、また、申立人も本契約の内容を理解したうえで、本契約が申し込まれた。
- (3) 申立人が申立人の親と共に、本契約が申立人の意向に反するものであったとする申出を開始したのは、令和 5 年 12 月以降になってからであり、契約始期から約 5 年が経過してい

る。上記申出は、令和5年12月に、募集人が申立人の親に対して他社の外貨建保険等を勧誘した頃から、募集人の提案が申立人の親の考えと合わない部分が出てきたことや、また、保険会社に関するマスコミ報道等を踏まえてのものと思われるが、このような事情は、契約後一定期間を経過しての心情等の変化によるもので、契約成立に影響を与える事情ではない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張の内容や、本契約のプラン決定に至る経緯、本契約締結時における事情等を確認するため、申立人および申立人の親、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。